

「違反原因行為の実態調査」へのご協力について

貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

国土交通省では、令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等の新たなルール適用にあわせて、長時間の荷待ちなど、皆様が法令遵守できなくなる恐れのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主・元請事業者（荷主等）に対し、貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを行うなど、適正な取引の推進のための様々な取組を実施してきました。

令和6年度は、11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて、この「違反原因行為の実態調査」等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対する監視の強化を行い、働きかけ423件、要請7件、勧告2件を行ったところです。調査から1年が経過し、まだ改善が見られない事案もあると思われることから、今年度もアンケート調査を実施することにいたしました。

ご回答いただいた内容は、トラック・物流Gメンの活動（前述の法に基づく働きかけなど）に活用いたしますので、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

回答方法（下記①②いずれかの方法でご回答ください。）

①Web フォームからの回答

下記 URL から PC、スマホ等にて回答フォームへアクセスの上ご回答ください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/ihan/n/>

※ yusou@crp.co.jp に空メールを送信して URL を取得することもできます。

②FAX による回答

同封の調査票にご記入の上、下記まで FAX でご送信ください。

送信先：社会システム(株) **050-3146-1644**



回答期限

①Web による回答期限：令和7年8月31日（日）

②郵送・FAX による回答期限：令和7年8月31日（日）

※本アンケート調査は、トラック・物流Gメンが荷主等へ働きかけ等を行うための違反原因行為の情報収集を目的としています。回答いただいた内容を、関係機関（適正化事業実施機関のGメン調査員や公正取引委員会、中小企業庁など）に情報提供させていただくことがあります。情報提供を希望されない場合は、調査票に情報提供の可否を回答する問いを設けていますので、希望しない旨、回答をお願いいたします。

※ここで得られた情報を基にしてトラック運送事業者に監査を行うことはありませんので、ご安心ください。また、是正指導等を行う場合であっても、トラック運送事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に情報を提供したり、公表を行ったりすることは決してありません。

※本アンケート調査でご回答いただいた内容について、トラック・物流GメンやGメン調査員が、皆様に電話やメールなどで詳細な聞き取りをさせていただく場合がございます。違反原因行為の詳細な情報や証拠となる書面等の提供にご協力をいただけますと、荷主等に対しより適切な是正指導が可能となりますので、是非ご協力をよろしくお願いいたします。

※なお、本アンケート調査とは別に、「トラック・物流Gメン」が皆様にお電話などで調査させていただくこともございます。その際には、本アンケートと同様に、御社の取引環境の実態をありのままにお話しただけですと幸いです。

◆荷主等から違反原因行為を受けていない場合は、PC、スマホ等からのご回答が便利です。



【調査主体】

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 担当：秋山、堤、藤沢
東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先（調査会社）】

社会システム株式会社 担当：東野、森、加藤
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 TEL：03-5791-1149（月～金 10-17 時）
問合せメールアドレス yusou@crp.co.jp

よくある Q&A （お問い合わせの前にご確認ください）

質問内容	回 答
配送をしていないにもかかわらず回答票が届いた	・対象外となりますので、破棄ください。（ご連絡は不要です。）
事業廃止等により回答できない	・対象外となりますので、破棄ください。可能でしたら、yusou@crp.co.jp まで、封筒に記載されている事業者名と住所をお知らせください。
違反原因行為はない	・調査票の <u>1 枚目のみご回答</u> をお願いします。Web ですと簡単に回答ができます。
このアンケートに必ず回答する必要はあるか？罰則等はあるか？	・本アンケートは国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課トラック事業適正化対策室が実施するアンケートとなっております。アンケートは任意となっておりますが、今後のトラック運送業界が安全・安心に発展できますようご協力よろしくお願いいたします。
どのような経緯でアンケートが届いているの？	・国に一般貨物自動車運送事業の許可申請書を作成・提出し、許可証を交付され、事業開始の届出をしている事業者皆さまに送付しております。アンケートは任意となっておりますが、今後のトラック運送業界が安全・安心に発展できますようご協力いただけますと幸いです。
URL を入力してもアンケートサイトに行けない	・yusou@crp.co.jp 宛に空メールを送付してください。こちらから URL を送付します。内容を確認させていただき順番に対応しますので、長くて 2 日程度かかる可能性があります。（週末など）
回答するのにパソコンやスマートフォンが使えない	・FAX 番号は「050-3146-1644」で、送付状は不要です。 ・郵送ですと、恐れ入りますが貴社負担となります。 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 社会システム（株）東野宛
本当のこと答えたら罰則とか監査とかある？	・本アンケート結果をもとに罰則や監査を実施することはありませんし、事業者名等が表に出ることもございませんので、ありのままをご回答いただけますと幸いです。今後のトラック運送業界が安全・安心に発展できますようご協力いただけますと幸いです。
自社が回答したことは荷主等に分かってしまうのか	・いただいた情報をもとに是正指導等を行う場合であっても、トラック運送事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に情報を提供することはございません。
荷主等の情報について正確に書かないとだめなのか	・荷主等の情報や違反原因行為の内容・場所等につきましては、できるだけ正確な情報をご記入ください。例えば、場所を「関東」や「全国」、「現場」のように曖昧にご記入いただいても、是正指導に活用できません。
荷主違反原因行為以外の国交省への問合せ	・本窓口は、荷主違反原因行為に関する内容についての窓口となります。その他の内容については、国土交通省に直接お問い合わせください。 電話番号：03-5253-8111
複数通届いた	・営業所単位でご回答いただければと思いますが、 <u>配送を行っていない営業所や貴社に関連のない宛先については破棄</u> ください。
Web 回答した内容を確認したい、回答を間違えたので削除したい	・トラブルを防止するために、yusou@crp.co.jp までメールでご連絡ください。
Web と FAX 両方で回答するのか	・複数回同じ内容の回答をされても、回答は 1 件となりますので、同じ荷主に対する同様の内容については 1 回のみの回答としてください。
1 つの違反原因行為に複数の荷主等がいる場合の答え方	・例えば、「長時間の荷待ち」に複数の荷主等が該当する場合、Web であれば複数回アクセスして回答してください。FAX で回答する場合も、該当する用紙をコピーいただき回答いただけますと幸いです。